

令和 8 年 4 月 1 日

各位

学校法人阪南大学

「学校法人阪南大学役員報酬及び評議員報酬に関する規程」に関する報酬基準の内容確認について

本法人における役員等の報酬の基準については、私立学校法第 107 条第 1 項の規定に基づき作成し、公表しております。

このたび、当該報酬基準の内容について、令和8年3月 16 日理事会において、現行の報酬基準に変更がないことを確認いたしましたので、公表いたします。

1. 確認を行った会議体

令和8年3月 16 日理事会

2. 確認日

令和8年3月 16 日

以上